

# 群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0904)

本審議会 第463回

令和7年3月4日 公開

開催日時	令和7年3月4日(火)	14時25分～14時45分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 7階 大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1 特定(産業別)最低賃金の改正に係る申出の意向表明について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻より少し早いですが、皆様お揃いですので事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日まで出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名の合計13名でございます。従いまして、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、公益代表の■■■■委員及び■■■■委員は、所用により欠席でございます。</p> <p>また、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますよう、よろしく願いいたします。</p>
-----	--

事務局	<p>本日はお忙しい中、また、天気も悪い中ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>ただいまから、第463回群馬地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>議事進行につきまして、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは議題の(1)群馬県特定最低賃金改正に係る申出の意向表明について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、着座にて失礼いたします。</p> <p>まず資料1及び資料2よりご説明いたします。</p> <p>資料1は、特定最低賃金が設定されている4業種につきまして、令和7年度に改正決定の申出を行うとの意向表明が、文書によって行われておりますので、それらをまとめた表でございます。</p> <p>資料2は、それらの文書の写しでございます。</p> <p>特定最低賃金は、最低賃金法第15条第1項において「労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、都道府県労働局長に対し、特定最低賃金の決定又は改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。」と規定されております。また、同条第2項には「都道府県労働局長は、この規定による申出があった場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、決定又は改正若しくは廃止の決定をすることができる。」と規定されております。</p> <p>今回提出されました資料2の意向表明の文章は、申出の前段階に当たるもので、法律で明記されている手続きではありませんが、翌年度の審議会のスケジュール調整や賃金の実態調査の準備等の関係から、前年度末のこの時期に提出していただいているところでございます。</p> <p>意向表明の内容は、①申出者、②当該最低賃金の件名や適用される労働者等の範囲、③申出の理由、④申出の時期となっております。こちらの内容は、その後に提出される申出書の内容と同一であることが望ましいところですが、必ずしも細部まで一致する必要はございません。</p> <p>また、今回意向表明を行ったということで、必ず申出を行わなければならないということではありませんが、基本的にはこの意向表明の内容に沿って申出が行われることが通例となっております。</p> <p>正式に申出を行っていただく時期につきましては、例年、7月中旬頃までとさせていただきます。申出につきましても申</p>

	<p>出書として文書を提出していただき、その後は、その年の2回目の審議会において、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、ご審議いただく手順となっております。</p> <p>次に資料1の意向表明状況について、担当からご報告いたします。</p> <p>では、令和7年度における群馬県特定最低賃金改正決定に係る申出の意向表明状況について、ご報告いたします。</p> <p>資料1をご覧ください。</p> <p>先ほど説明がありましたとおり、現在、群馬県特定最低賃金が適用されております4業種につきまして、それぞれの労働者団体より、令和7年度に特定最低賃金額の改正を申し出る予定であるとして、その意向表明の文書が提出されております。</p> <p>この表の一番左の欄には、今回の意向表明が新設にかかるものなのか、もしくは改正にかかるものかを記載しております。次に、その右隣には適用する件名および適用範囲が、さらにその右隣を順に見ていただきますと、意向表明が行われた日にち、意向表明者である団体名、適用される労働者数、そして一番右には申出期日を記載しております。</p> <p>ご覧のように、令和7年度の群馬県特定最低賃金に関しまして、現行の4業種について、それぞれの労働団体より、改正に係る申出を令和7年7月下旬までに行うとの意向が表明されたことをご報告いたします。</p> <p>なお、この表にあります適用労働者数につきましては、総務省の令和3年経済センサス活動調査をもとに、例年どおり所定の方法により算出した人数を記載しております。</p> <p>簡単ではございますが、資料1の説明は以上となります。</p>
事務局	<p>以上のように、特定最低賃金改正決定に係る意向表明の状況等につきまして、ご報告をさせていただきました。</p> <p>特定最低賃金につきましては、労使のイニシアティブにより決定されるものと位置付けられておりますので、今後の労使の合意形成につきまして、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま、事務局から、令和7年度における特定最低賃金の改正に係る申出の意向表明等について報告がございましたが、意向表明をされた労働者側委員の先生方で、説明等がございましたら、お願いいたします。</p>

委員	<p>委員お願いいたします。</p> <p>はい、労働側委員の委員です。よろしくお願いいたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明されたとおり、特定最賃の4業種の意向表明をさせていただきました。この4業種については、県内の主要産業であり、賃金の底上げを図っていくことで、その他の産業へも波及させるものと考えております。また、魅力ある群馬県とするための重要な要素の一つでもあります。</p> <p>その結果、人材の流出抑制や、優秀な人材確保、また、県内企業の更なる発展に繋がっていくと考えております。</p> <p>特定最賃については、労使のイニシアティブによって決定されるものと位置づけられておりますが、今回の意向表明と今後の申出につきまして、今まで築いてきた労使関係のもと、是非とも使用者側の委員の皆様、さらには公益側の先生方にもご理解いただけますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>私からは以上です。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ただいま労働者側委員から、令和7年度における群馬県特定最低賃金の改正に関わる意向表明について、説明等がございました。</p> <p>使用者側委員におかれましては、ただいまの説明に対して、またほかに特定最低賃金の改正等の意向の確認について、ご意見等がございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>委員お願いいたします。</p> <p>これは意見ではございますけれど、前々より申し上げている通りで、特定最低賃金は地賃に飲み込ませるのが良いのではないかという発言をしてきたわけではございますけれども、今985円で、もし仮に来年度の地賃がまた目安として80円という金額が出ますと、来年度1,065円ということで、現在の特定最低賃金と同じ金額になってしまう状況になっております。</p> <p>そういうことを鑑みますと、来年度の目安金額がある程度見えた段階で、こういう判断をした方が良いのではないかなという意見でございます。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>他の委員の先生方はご意見等ございますでしょうか。</p>
各委員	【特になし】

<p>会長</p>	<p>よろしいでしょうか。ご意見等ないようです。  それでは令和7年度の群馬県特定最低賃金は、現行の4業種について改正の申出が行われる予定ということを確認したいと思います。  よろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【異議なし】</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、次の議題、その他につきまして事務局からお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、2点ご説明をさせていただきます。  まず1点目といたしまして、本日の資料についてのご説明をさせていただきます。  資料1、2は、先ほどの意向表明に関わる部分です。  資料3は、令和7年1月27日に、全国一般労働組合全国協議会交通ユニオンから、群馬労働局長あてに提出された要請書でございます。こちらにも既に委員の皆様や厚生労働省にはお送りしております。  資料4は、群馬県の最低賃金一覧でございます。  資料5は、群馬県の最低賃金額の推移を、平成元年から今年まで載せております。  資料6は、令和6年度の特定最低賃金改正状況でございます。当県と同じ業種を設定している県と比較する表でございます。  資料7は、特定最低賃金の北関東三県比較表となっております。  資料8は、令和6年度最低賃金周知広報依頼先一覧表でございます。  資料9は、群馬地方最低賃金審議会等開催状況でございます。  資料10から15は、各団体が集計した経済状況の指標などを添付しておりますので、ご確認いただければと存じます。  最後、資料16は、来年度の答申の要旨について、公示日ごとに発効日を示した表でございます。地域別最低賃金と特定最低賃金の別になっております。  資料は以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。  事務局から資料に関して説明がございました。  これについて、ご質問等がございましたら、お願いいたします。</p>

各委員	【特になし】
会長	よろしいでしょうか。質問等ないようですので、引き続き事務局から説明をお願いいたします。
事務局	<p>はい、2点目といたしまして、令和7年度の審議会の運営について、ご説明いたします。</p> <p>審議会などの開催日の日程調整につきまして、新年度に入りましたら、メールにより委員の皆様からご都合を伺いし、調整させていただきたいと存じます。</p> <p>資料16は、答申が行われた日により、発効日がいつになるかを示した表です。地域別最低賃金の場合、一番上の8月1日に答申が行われた場合の例でみますと、発効日は9月27日となります。</p> <p>特定最低賃金も同様に、答申日に対応した発効日を確認することができます。日程調整を行う上でご参考にさせていただきたいと存じます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま事務局から説明がございましたように、令和7年度の審議会の日程などは、新年度に各委員の都合を確認したいということですので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>その他、事務局から説明等ございましたらお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、本日をもちまして、本年度の審議会は終了となります。</p> <p>本年度の審議会の終了に際しまして、ここで、上野局長よりご挨拶申し上げます。</p>
上野労働局長	<p>令和6年度、最後の審議会を閉じるに当たりまして、一言、ご挨拶申し上げます。</p> <p>■■■■会長をはじめ、公労使各委員の皆様におかれましては、昨年6月28日に地域別最低賃金改正について諮問をさせていただいて以来、特定最低賃金改正までの長い期間に渡り、真摯にご審議を賜りましたことに感謝申し上げます。</p> <p>特に地域別最低賃金につきましては、過去最高の目安額が示され、難しい状況のもと審議会、専門部会において、真摯な議論を尽くしていただいた結果、改正決定の答申をいただくことになりましたこと、深く感謝申し上げます。また、答申をいただいた際にご要望いただいております、中小企業の賃上</p>

げに向けた環境整備について、支援策のさらなる拡充及び就業調整を余儀なくされている、年収の壁の問題などへの対応につきましては、群馬労働局及び傘下の監督署が一体となって、業務改善助成金をはじめとした賃金引上げ支援策等の周知や、キャリアアップ助成金及び年収の壁に対応する助成金などといった、支援策の周知と利活用の促進に取り組んできております。今後も、これらの支援策の周知等に取り組んでまいり所存でございます。

また、誠に残念でございますが、■■■■委員、■■■■委員におかれましては、今期をもちましてご退任されることとなりました。

■■■■委員には通算11年という長い間、公益代表委員として、このうち4年間は最低賃金審議会会長として、最低賃金行政の推進に多大なるご尽力をいただきました。

■■■■委員におかれましては5年間、使用者代表委員として、賃金改定のご審議に多大なるご尽力をいただきました。

そのご功勞に対し、心より感謝申し上げます。

最後になりますが、第49期の委員の皆様、本年度これまでのご尽力とご協力に重ねて感謝申し上げ、お礼の挨拶とさせていただきます。

本年度のご審議、誠にありがとうございました。

会長

ありがとうございました。

最後に、本日のすべての議題を通しまして、委員の先生方から何かございますでしょうか。

各委員

【特になし】

会長

特にないようですので、以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。

これで、令和6年度最後の群馬地方最低賃金審議会を閉会といたします。

本年度のご審議、誠ににお疲れ様でございました。